

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

1) 現状分析

中心市街地の人口は微増であるが増加している。しかし、これは地価下落を背景とした都心立地マンションの供給増加や都心回帰現象といった社会経済状況変化の影響が大きいものと推測される。

また、大分駅周辺では、大分駅南土地区画整理事業により、南北駅前広場やシンボルロードなどの公共施設（質の高い公共空間）の整備と併せて、駅周辺街区の有効高度利用と周辺部の都市型住宅地の整備を進捗中である。

2) 街なか居住の推進の必要性

本市では、大分駅付近連続立体交差事業に伴う道路網の再編と南北市街地の一体化を図り、駅前広場やシンボルロードなどの公共施設の整備と併せて駅周辺街区の有効高度利用と周辺部の都市型住宅地の整備を行い、本市の中心市街地にふさわしい地区の創出を行なっている。中心市街地の人口は微増ではあるが、引き続き街なか居住の推進策としての下記の事業を遅延なく、かつ確実に進めることで中心市街地の街なか居住を進める必要がある。

街なか居住推進の事業

◇大分駅南土地区画整理事業

3) フォローアップ

大分駅南土地区画整理事業の推進と共に人口動態等の状況の変化に応じて改善などが必要であれば対応を行なう。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名 内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を 実現するための位置付け 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p>大分駅南土地 区画整理事業 (再掲)</p> <p>○公共施設整備や都市型住宅地の整備を行い、中心市街地にふさわしい地区を創出する。</p> <p>●平成8年度 ～平成28年度</p>	大分市	<p>中心市街地において、質の高い良好な市街地環境の整備を行うことで、都心居住の推進を目指すため、中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>(区域内の目標人口：7,000人)</p>	<p>社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))</p> <p>平成7年度 ～平成27年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし